

「指定障害福祉サービス事業」

重要事項説明書

この重要事項説明書は、就労移行支援T R A I N E Eが提供する（就労移行支援事業）について、利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）及び大分市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、大分市条例）に基づき、サービスの内容や利用料金について説明するものです。

◇◆記載事項◆◇

1. サービスを提供する事業者
2. 利用事業所
3. サービスにかかわる整備などの概要
4. 従事者の配置状況
5. 当事業者が提供するサービスと利用料金、負担軽減
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について
7. 苦情の受付について
8. 協力医療機関
9. 免責事項について
10. 個人情報の取り扱いについて
11. 緊急時の対応について

一般社団法人SUNNY

就労移行支援T R A I N E E

当事業所は大分市の指定を受けています

大分市 第 4410105805 号

1. サービスを提供する事業者

名称	一般社団法人SUNNY
所在地	大分県大分市久原中央2丁目6番16号 ウィンダム久原101
代表者氏名	代表理事 江川圭介
法人設立年月日	令和5年7月11日

2. 利用事業所

事業所の種類	大分市指定（第 4410105805 号） （令和5年12月1日大分市指定）
事業所の名称と目的	指定就労移行支援事業 就労移行支援TRAINEE 一般就労を目指し、通常事業所へ雇用される事が可能と みられる障害者の方への訓練と求職活動への支援
主たる対象者	特定なし
事業所の所在地と連絡先	大分県大分市仲西町1丁目1-24 第一森和ビル201 電話 097-547-9295
管理者	江川 圭介
サービス管理責任者	小池 英里子
事業所の運営方針	1 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会を通じて就労に必要な訓練を適切かつ効率的におこなうものとする。 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業等との連携に努めるものとする。
事業所の開設年月日	令和5年12月1日
定員	20名
営業時間	平日：午前9:00～午後5:00 祝日：午前9:00～午後1:00
サービス提供時間	平日：午前10:00～午後3:00 祝日：午前10:00～正午12:00 ※施設外支援（企業実習等）は、実習先の勤務時間に合わせて上記以外の時間に行うことがあります。 ※就職に向けた準備として個別支援計画に位置付けた場合

	は、営業時間の範囲内で提供時間を変更することがあります。
営業日・サービス提供日	平日（月曜日～金曜日）、祝日、 ※12月30日～1月3日を除く
通常の事業の実施地域	大分市全域 ※在宅での利用の場合は、大分市以外にお住まいの方も対象とします。

3. サービスにかかわる整備などの概要

(1) 事業所設備の概要

施設設備の種類	【就労移行支援事業】	備考
作業室 兼 事務室	1 室	81.16 m ²
相談室（面談室）	1 室	15.77 m ²
トイレ・洗面	1 室	6.39 m ²
作業室	2 室	29.5 m ² (15.77 m ² /13.73 m ²)
事務室 兼 休憩室	1 室	23.46 m ²
事務室	1 室	28.06 m ²

※当事業所では、上記の事業所・設備をご利用頂くことができます。これらは、大分市の条例に定める基準により、指定就労支援事業所のサービス提供に設置が義務付けられている事業所・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく必要はありません。

(2) 事業所・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室其他の事業所・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意下さい。

- ① 利用者は当該施設の設備及び備品の使用に際し、丁寧な取り扱いをするものとします。
- ② 利用者は、個人の貴重品等の管理に関して、責任を持って保管するものとします。
- ③ 利用者は、日常生活に気をつけ健康に留意します。
- ④ 利用者は故意又は過失によって、設備及び備品に損害を与え、また無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、また原状に回復しなければならない。

4. 従業員の配置状況

従業員の配置については、大分市の条例に定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して指定就労移行支援を提供する者として、下記の職種の従業者を配置しています。

職種	常勤	非常勤
1. 管理者	1 名 就労支援員と兼務	0 名
2. サービス管理責任者	1 名	0 名
3. 職業指導員	2 名	1 名
4. 生活支援員	2 名	0 名
5. 就労支援員	2 名 管理者と兼務	0 名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第4・5条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

（1） 当事業所が提供するサービスと利用料金

事項の表示のサービスについては、サービス利用料金全体のうちから9割が訓練等給付費の対象となります。事業者が訓練等給付費を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

＜サービスの概要＞

すべてのサービスは「就労移行支援計画」（以下、「個別支援計画」という。）に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として当事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付します。

「相談及び援助」

当事業所では、常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。

また、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助を行い、常に連携をはかります。

「訓練及び就労支援」

当事業所において、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、職場体験その他の活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。訓練の内容は以下のとおりです。

- ① I T 関連訓練 ② I T 作業訓練

「在宅での利用」

在宅での利用を希望され、市町村が在宅での支援の効果を認めた方は、ご自宅で訓練を受けることができます。在宅での利用にあたっては、次の支援を行います。

- ① 1 日 2 回以上の連絡、助言又は進捗状況の確認、及びご本人が作成する日報の確認
- ② 訓練等に関するお問い合わせへの随時の対応（訪問又は連絡）
- ③ 週 1 回以上の定期面談等による評価
- ④ 原則として月 1 回以上の訪問又は通所による、訓練目標に対する達成度の評価
- ⑤ 訓練状況及び支援状況の記録（ご本人の同意を得たうえで、画面の画像等を保存します）

< 工賃の支払い >

生産活動の機会を提供する場合は、生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

< サービス利用料金（1 日あたり） >

下記の料金表によって、サービス利用料金から、訓練等給付費等の給付額（全体額の 9 割）を除いた金額（全体額の 1 割＝利用者負担）を利用者にお支払いいただきます。（別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。）

利用されるサービス料金は、1 日あたり 8,790 円です。

※加算が算定する場合、別途料金が発生する場合があります。

現状の加算：福祉専門職員配置等加算、福祉・介護職員等処遇改善加算、欠席時対応加算、初期加算、地域連携会議実施加算（Ⅰ）（Ⅱ）、就労支援関係研修修了加算。

※ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額といたします。

< 利用者負担の減免について >

【利用者負担に関する月額上限】

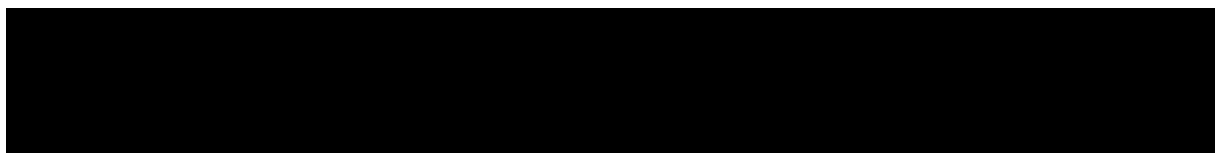
区 分	世帯の収入状況	1 ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円

低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万未満）	9,300 円
一般 2	市町村民税課税世帯	37,200 円

○1 ヶ月あたりサービス利用にかかる「定率負担」については、所得（世帯の収入状況）に応じて、4 区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。その他、利用者負担に関する減免があります。

（２）利用料金・費用のお支払いの方法

料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌々月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。※振込手数料は、ご負担ください。



2) 事業所へ直接納入する

6. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約第 8 条第 6 項参照）

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

※本事業所における記録の事項は次のとおりです。

- 1) 個別支援計画
- 2) サービス提供の具体的な内容
- 3) 利用者の障害の状況ならびに給付費等の受給状況について、大分県下・各市町村の条例で義務付けられた市町村への通知事項
- 4) 利用者からの苦情の内容
- 5) 事故の状況及び事故に際しての対応

◆保存期間は、サービス提供完了日から 5 年間です。

◆閲覧・複写が出来る窓口業務時間は 10:00～15:00 です。

7. 苦情の受付について（契約書第 14 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情及び虐待に関するご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 生活支援員 長岡 恵

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 10:00～15:00

○苦情解決責任 管理者 江川 圭介

○TEL 097-547-9295

（２）行政機関その他の苦情受付機関

大分市役所障害福祉課	所在地 大分県大分市荷揚町 2-3 1
	TEL 097-537-5658
	受付日・時間 月曜日～金曜日 8時30分から18時00分
大分県福祉サービス運営適 正化委員会	所在地 大分市大津町 2-1-41
	(大分県社会福祉協議会内)
	TEL 097-558-0301
	FAX 097-558-6001
	受付日・時間 月曜日～金曜日 9時から17時
虐待防止窓口	担当者：江川 圭介 連絡先：097-547-9295 受付日・時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※祝日を除く
外部機関：大分市障がい者 虐待防止センター	場所：大分市王子新町 5 番 1 号（大分西部公民館 1 階） 電話番号：097-585-6003 ファクス：097-537-1411 開設時間：午前 9 時～午後 5 時 15 分 (土・日曜日、祝日を除く)

8. 協力医療機関

医療法人ATC あべたかこ内科循環器クリニック
大分県大分市大字生石 1 4 5 - 5 4
理事長 安部 隆子

9. 免責事項について

利用者所持のパソコンに事業者が管理システムやアプリ導入を行う際、故意による過失を除き、パソコンの不具合、故障による賠償の責務は生じないこととする。

10. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、『「障害福祉サービス事業」利用契約書』の詳細を確認・同意してからのサービス提供とする。記載内容は、個人情報の使用する目的、使用にあたっての条件、個人情報の内容（事例）についてである。

1 1. 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者の体調が急変した場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡等の必要な措置を講じます。

在宅での利用中に連絡が取れない場合や、心身の状況が急変した場合は、当事業所の「在宅利用者緊急時対応手順」に基づき、緊急連絡先、相談支援事業所、医療機関等と連携して、安否確認や居宅への訪問等を行います。命の危険が疑われる場合は、救急・警察へ通報することがあります。

在宅での利用を開始する際は、緊急連絡先等を記載した「緊急時情報シート」の作成にご協力ください。事業所から自動車で片道おおむね1時間を超える地域にお住まいの方は、緊急時に安否確認等の協力を得られる方又は機関を、ご相談のうえあらかじめ確保していただきます。

令和 年 月 日

指定就労移行支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 就労移行支援TRAINEE

説明者職名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定就労移行支援の提供及び利用の開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

氏 名

印